

「特別養護老人ホームかなはし苑」重要事項説明書

2025年3月1日より

当施設は介護保険の指定を受けています。

奈良県指定 第2970500035号

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- | | | |
|-----|-------|----------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人 聖寿会 |
| (2) | 法人所在地 | 奈良県橿原市雲梯町 28番地 |
| (3) | 電話番号 | 0744-24-5551 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 南 儀 行 |
| (5) | 設立年月日 | 昭和55年1月7日 |

2. ご利用施設

- | | | |
|-----|------------|---|
| (1) | 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設
平成26年3月31日指定 奈良県指定第2970500035号 |
| (2) | 施設の目的 | 介護老人福祉施設 かなはし苑は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) | 施設の名称 | 特別養護老人ホーム かなはし苑 |
| (4) | 施設の所在地 | 奈良県橿原市雲梯町94-1 |
| (5) | 電話番号 | 0744-24-5551 |
| (6) | 施設長(管理者)氏名 | 南 儀 行 |

(7) 当施設の運営方針

社会福祉法人としての理念と使命を常に念頭におき、利用される方の基本的人権を守り、その人らしい活力ある生活と自立に向けた支援活動に努め、地域社会に貢献します。

- ・ ご利用者を中心とした、安心、安全、快適な日常生活を支援する。
- ・ 地域社会とのネットワーク化を進め、明るく活力ある地域環境づくりに積極的に参画する。
- ・ 質の高い職員の養成と働きがいのある職場づくりに努める。

(8) 開設年月日 昭和 55 年 4 月 7 日

(9) 入所定員 114 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
従来型個室	20 室	13.26 m ² ～16.66 m ²
2 人部屋	5 室	22.61 m ² ～22.96 m ²
4 人部屋	25 室	42.88 m ² ～44.25 m ²
静養室	1 室	42.66 m ²
合計	51 室	121.41 m ² ～126.53
食堂	4 室	99.98 m ² ～243.33 m ²
浴 室	3 室	機械浴・特殊浴槽 28.03 m ² ～60.08 m ² 一般浴 45.10 m ² 、個浴 4.53 m ²
診察室	1 室	診療所 33.75 m ²

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職務内容	指定基準
1. 施設長（管理者）	従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況のはあくその他の管理を一元的に行う	1人
2. 介護職員	施設サービス計画書に基づいて介護サービスの提供を行う	42人
3. 生活相談員	利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及び家族との連絡調整	2人
4. 看護職員	利用者の健康状態のチェックにあたる	4人以上
5. 介護支援専門員	施設サービス計画等の作成及び関係機関との連絡調整をおこなう	2人
6. 医師	利用者の健康管理にあたる	1人
7. 栄養士(管理栄養士)	利用者の栄養管理にあたる	1人

〈主な職種の勤務体制〉

職 種		勤 務 体 制	
1. 医師	かなはし苑 常勤医 (かなはし苑診療所)	火・木	9:00～12:00(内科)
		金	9:00～12:00(精神科)
2. 介護職員		標準的な時間帯における最低配置人員	
		日中：9:00～18:00	15名
		夜間：17:00～9:45	6名
3. 看護職員		標準的な時間帯における最低配置人員	
		日中：9:00～18:00	3名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金は、かなはし苑重要事項説明書別紙に記載の通りとします。

(1) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに窓口での現金支払い又は通帳振込みにてお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(2) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証したり診療・入院治療を義務付けるものではありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	平成記念病院
所在地	奈良県橿原市四条町 827
医療機関の名称	土庫病院
所在地	奈良県大和高田市日之出町 12-8

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	せいじ歯科医院
所在地	奈良県橿原市西池尻町 340-3

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は定めていません。以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、下記の事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第六章参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援 1 又は 2 と判定された場合。要介護 1 又は 2 と判定され、特例入所の要件に該当すると認められる場合は、入所が認められます。② 事業者が解散した、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者にサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 15 条、第 16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が秘密の保持及び個人情報の保護に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれるもしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1 割の場合 246 円/日)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、原則として契約は継続させていただきますが、ご契約者へのサービスの提供が困難な状態になった時に相談させていただきます。一度契約が解除されても、再びサービス提供が出来る状態になれば優先的に再入所することが出来ます。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部、居住費、事務管理費をご負担いただくものです。

<空床利用について>

入院期間中にショートステイの方にベッドを使用させてもらう場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 22 条参照）、「残置引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。また、入所契約締結時に残置引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

9. 苦情の受付について（契約書第 22 条）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（責任者）施設長
（担当者）生活相談員

○受付時間 毎日 9：00～18：00

○電話番号 0744-24-5551

※緊急の場合は、原則として 24 時間受け付けます。

また、ご意見箱を当苑 1 階エレベーターホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

檀原市・市役所 長寿介護課担当窓口	所在地 檀原市内膳町 1-1-60 電話番号 (0744) 22-8108 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口	所在地 檀原市大久保町 302-1 電話番号 (0744) 29-8319 受付時間 9：00～17：00

<個人情報保護の利用目的について>

社会福祉法人 聖寿会 介護老人福祉施設かなはし苑では、利用者様の尊厳を守りかつ安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報についてはサービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために個人情報を利用することがあります。

<個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)>

社会福祉法人聖寿会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- ① 個人情報の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- ② 個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- ③ 個人情報の利用目的を出来る限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- ④ あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- ⑤ 個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- ⑥ 本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。
- ⑦ 個人情報の取扱いに関する苦情があったときには、適切かつ速やかに対応します。
- ⑧ 個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報に関する意識啓発に努めます。
- ⑨ この方針を実行するため、個人情報保護規定を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人福祉施設内部等での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - 一事故等の報告
 - 一当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一他の医療機関、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーションとの連携
 - 一他の医療機関等からの照会への回答
 - 一利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者へのその結果通知
 - 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一保険事務の委託
 - 一審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理業務のうち
 - 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一当施設において行なわれる学生の実習への協力
 - 一当施設において行なわれる事例研究

〔他の事業所への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一外部監査機関への情報提供

【個人情報の開示・訂正・利用停止等について】

当施設では、利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、『個人情報の保護に関する法律』の規定にしたがって進めております。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- (2) 敷地面積 5 1 1 0 . 3 4 m²
- (3) 延床面積 6 2 2 4 . 8 9 m²

2. 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイかなはし苑）
- ・通所介護、介護予防通所介護（かなはし苑デイサービスセンター）
- ・指定居宅介護支援事業（かなはし苑居宅介護支援事業所）
- ・介護老人保健施設（リンク樫原）
- ・介護予防入所療養介護（リンク樫原ショートステイ）
- ・通所リハビリ、介護予防通所リハビリ（リンク樫原通所リハビリセンター）
- ・通所介護、介護予防通所介護（リハビリデイサービスセンター輝き）

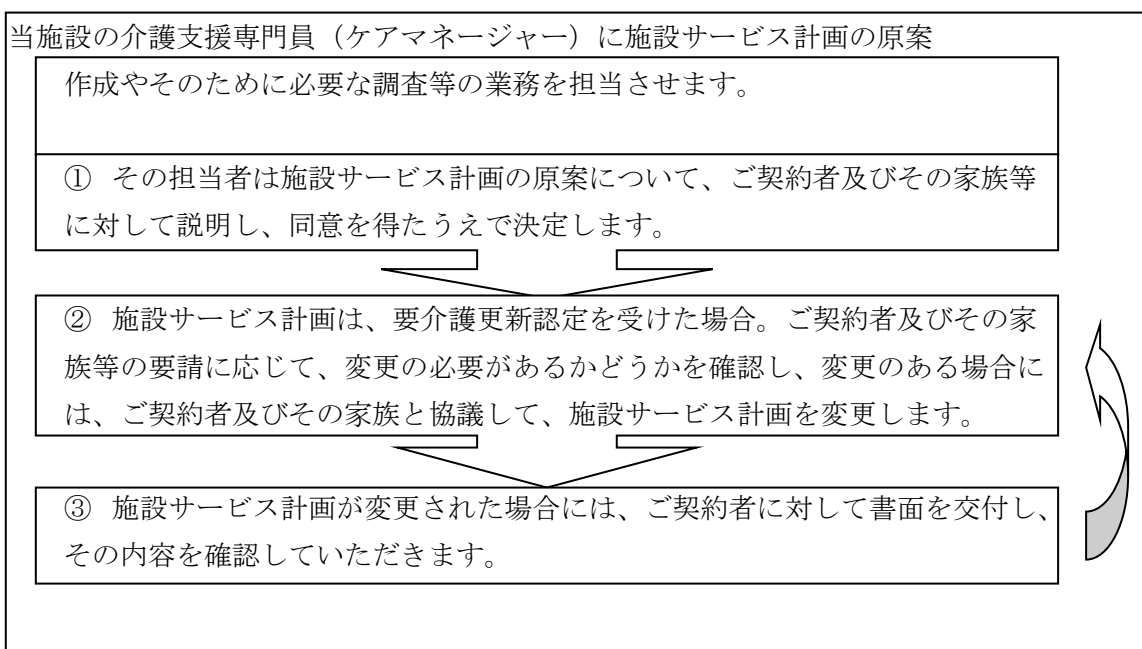
3. 施設の周辺環境

当苑は大和盆地の中央部にあり、文化発祥の地として古い歴史を受け継ぐ名所旧跡が附近に点在し、大和三山を遠望する恵まれた自然と豊かな環境につつまれております。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



6. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管します。同様に介護報酬請求の基礎となる記録もサービス提供の日から5年間保管します。ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、衣類、日用品以外はご相談ください。

(2) 面会

面会時間 9:00～18:00

※ その他の時間はご相談ください。

※ なお、来訪される場合、ナマモノの持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約者第22条参照）

外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）、居住費をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合は、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内外での喫煙はできません。

8. 虐待防止について

入所者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 施設長 南 儀行

②成年後見制度の利用を支援します。

③虐待等に関する苦情解決体勢を整備します。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施します。

9. ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

10. 身体的拘束等の原則禁止

①指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたって、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。

②前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

○身体拘束廃止委員会及び身体拘束適正化検討委員会を設置します。

○「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

○入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

11. 非常災害対策について

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- ①防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てます。
- ②始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③非常災害設備の点検は契約保守業者に依頼します。点検の際は防火管理者が立ち会います。
- ④非常災害設備には常に有効に保持するよう努めます。
- ⑤火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自営消防団を編成し、任務の遂行にあたります。
- ⑥防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年 2 回以上
- ⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

12. 事故発生時の対応損害賠償について（契約書第 8 条、第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、再発防止策を講じるとともに利用者、ご家族に誠意を持って対応いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

加入保険名	社会福祉施設総合賠償共済制度団体契約 「しせつの共済」
	株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

1. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

◆多床室の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 () 内は単位数	要介護度1 5,810円 (573)	要介護度2 6,499円 (641)	要介護度3 7,219円 (712)	要介護度4 7,902円 (780)	要介護度5 8,588円 (847)
------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

◆従来型個室の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 () 内は単位数	要介護度1 5,810円 (573)	要介護度2 6,499円 (641)	要介護度3 7,219円 (712)	要介護度4 7,902円 (780)	要介護度5 8,588円 (847)
------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

□ 初期加算

- ・入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき加算します。30 日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様となります。

初期加算に係る自己負担額	304 円
() 内は単位数	(30)

□ 外泊時費用

- ・病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて加算します(入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない)。

外泊時加算に係る自己負担額	2,494 円
() 内は単位数	(246)

□ 科学的介護推進体制加算

- イ.利用者ごとの心身の状況等(加算Ⅱについては疾病の状況も)の基本的な情報を厚生労働省に提出していること
- ロ.サービスの提供にあたって、前項に規定する情報・その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

科学的介護推進体制加算Ⅰ 自己負担額	405 円
() 内は単位数	(40)
科学的介護推進体制加算Ⅱ 自己負担額	608
() 内は単位数	(60)

□ 精神科療養指導加算

- ・認知症の方の割合が全入所者の 3 分の 1 以上で、精神科の医師による定期的な療養指導が、月 2 回以上行われている

精神科療養指導加算に係る自己負担額	51 円
() 内は単位数	(5)

□ 療養食加算

※算定要件…次のいずれにも該当する場合に 1 食につき算定する

- ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ③食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

療養食加算に係る自己負担額	61 円
() 内は単位数	(6)

□ 日常生活継続支援加算

※算定要件…次のいずれにも該当する場合

- ①新規入所者のうち、要介護 4 若しくは 5 の者の占める割合が 70%以上、新規入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が 65%以上、たんの吸引等（※）が必要な者の占める割合が 15%以上であること。

（※）たんの吸引等…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

- ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

1. 日常生活継続支援加算に係る自己負担額 () 内は単位数	365 円 (36)
------------------------------------	---------------

□ 看護体制加算（Ⅰ）

- ①常勤の看護師を 1 名以上配置していること

1. 看護体制加算（Ⅰ）に係る自己負担額 () 内は単位数	41 円 (4)
-----------------------------------	-------------

□ 看護体制加算（Ⅱ）

- ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置していること
②最低基準を 1 人以上上回って看護職員を配置していること
③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること

1. 看護体制加算（Ⅱ）に係る自己負担額 () 内は単位数	81 円 (8)
-----------------------------------	-------------

□ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）

※算定要件…夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っていること

1. 夜勤職員配置加算に係る自己負担額 () 内は単位数	132 円 (13)
----------------------------------	---------------

□ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

※総単位数に 8.3%加算されます。

◎介護保険が適用された場合、利用者負担は、檜原市の地域区分が「7 級地」であるため、単位数に 10.14 円を乗じた金額となっています。自己負担は、料金の 1 割となります。上記金額は、1 回あたりの目安を表示したものです。1 カ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

但し、介護保険者である利用者の住所地の市町村により、利用される方の所得により 1 割負担から 1 部減免される場合があります。その場合、被保険者証に記載されています。

◎平成 27 年 8 月より、負担割合証の負担割合に応じた利用者負担になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事代(単位：1 日)

第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,732 円

②居住費(単位：1 日)

◆多床室の場合

第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①②	第 4 段階
0 円	370 円	370 円	855 円

◆従来型個室の場合

第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①②	第 4 段階
320 円	420 円	820 円	1,171 円

☆ご契約者が、入院又は外泊中においても居室がそのご契約者の為に、確保されている場合には原則として引き続き居住費の対象となります。

☆①、②について、課税状況及び、課税年金収入等に応じ、利用者負担段階が決定されご契約者に応じて異なります。(第 1 段階～3 段階については負担限度額により設定された金額となります。)

③おやつ代

ご利用者の希望により提供させていただきます。

利用料金：1 食あたり 102 円

④特別な室料費 (従来型個室)

○プライバシー確保のための設備 (カーテン) を設置しています。

○個人用の私物の収納設備やその他設置しています。

利用料金：1 日あたり 1,000 円

⑤理髪

[理髪サービス]

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃) をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 1,500 円 (顔剃 500 円)

⑥事務管理費

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1ヶ月あたり 3,000円

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

クラブ活動

書道、華道、園芸、コーラス他 (材料代等の実費をいただきます。)

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常消耗品（リンス、シャンプー、ボディソープ、洗顔石鹸、その他必要な消耗品・物品などを含む）は施設でご用意させて頂いているもの以外を希望の場合（個人的な嗜好によるもの等）は、別途実費負担となります。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

◆多床室の場合

ご契約者の要介護度料金 R3年4月～(1日あたり)	要介護度1 5,810円	要介護度2 6,499円	要介護度3 7,219円	要介護度4 7,902円	要介護度5 8,588円
------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

◆従来型個室の場合

ご契約者の要介護度料金 (1日あたり)	要介護度1 5,810円	要介護度2 6,499円	要介護度3 7,219円	要介護度4 7,902円	要介護度5 8,588円
------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

2. 料金及び内容の変更

この重要事項説明書別紙は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、都度料金を変更します。料金及び内容を変更した場合は、改正された重要事項説明書別紙により説明します。

※法で定めるところの加算要件に異動があった場合、都度、ご家族様に連絡する事なく、変更させていただきますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書別紙の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 印

代理人住所
氏名 印
電話番号

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書別紙の説明を行いました。

事業者 住所 奈良県橿原市雲梯町 94-1
事業者名 特別養護老人ホーム かなはし苑
代表者名 苑 長 南 儀 行 印

説明者職名 氏名 印